愛媛県×Go Toトラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、観光関連事業者をはじめ、全国の地域経済全体が深刻な状況に追い込まれている。愛媛県においても例外ではないことから、失われた観光客の流れを取り戻し、県内観光地全体の消費を促すため、一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、国の実施するサービス産業消費喚起事業（以下、「Go Toトラベル事業」という。）に合わせて、愛媛県向けの募集型企画旅行商品について、予算の範囲内でパンフレット等の制作及び広告（以下、「パンフレット制作等」という。）に係る経費の一部を助成することにより、旅行需要を持った人に愛媛に関する観光物産情報を認知してもらい、全国から一層の観光誘客、本県のイメージアップ、観光産業の振興ならびに地域経済に波及効果をもたらすことを目的とする。

（対象事業者）

第２条　この助成対象者は、「Go Toトラベル事業」への参加事業登録を受けた事業者のうち、旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

（助成内容）

第３条　助成内容は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 限度額 | 備考 |
| 愛媛県内での宿泊を伴う旅行商品 | 500,000円 | ※いずれも経費の10/10以内とする。 |
| 愛媛県内への日帰り旅行商品 | 200,000円 |

（助成の要件）

第４条　前条に規定する助成内容の要件は次のとおりとする。

＜募集型企画旅行（エスコート型）＞

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 愛媛県への送客（宿泊付又は日帰り）を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット制作等経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌、WEB掲載等の旅行商品広告掲載料） |
| 助成要件 | ○パンフレット、募集広告、新聞折込、新聞広告掲載等を利用し、広く一般に配布するもので、愛媛県内の旅行先の画像や案内等が掲載されているものであること。  ○愛媛県内への送客を目的とし、「Go To トラベル事業」対象旅行商品として募集するもの。  ○添乗員が同行するもの。  ○旅行商品の設定期間内に１回以上催行するもの。但し、過去に企画・実施した類似商品の実績等に基づき、対象となるマーケットに応じて十分な送客が見込めるものであること。 |

＜募集型企画旅行（個人型）＞

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 愛媛県への送客（宿泊付又は日帰り）を目的とする「募集型企画旅行商品（個人型）」を掲載したパンフレット制作等経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌、WEB掲載等の旅行商品広告掲載料） |
| 助成要件 | ○店頭での掲出やWEB掲載等により、広く一般に配布又は告知し、集客宣伝効果を高めるものであること。  ○愛媛県内への送客を目的とし、「Go To トラベル事業」対象旅行商品として募集するもの。  ○パンフレットの印刷・発行部数は問わない。但し、設定期間や販売するマーケット規模に応じた部数とすること。  ○愛媛県の観光情報を掲載すること。 |

（助成の制限）

第５条　パンフレット制作等経費の助成については、１造成箇所（１つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、１旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

（助成の申請期間等）

第６条　助成の申請期間等は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申請期間 | 旅行商品設定期間（最大幅） |
| 全期 | 随時受付 | 交付決定（第８条）後から  令和３年１月31日まで |

２　助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

（助成金の交付申請）

第７条　助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第８条　会長は、前条の規定による申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により、速やかに通知するものとする。

（助成事業の変更承認申請）

第９条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

２　会長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業変更（中止）承認書（様式４号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第10条　助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和３年２月26日のいずれか早い日までに、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条　会長は、前条に規定する愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付確定通知書（様式第６号）により、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条　前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第13条　助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第14条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　その他会長が特別の理由があると認めたとき。

２　前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　会長は、第１項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（雑則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

　この要綱は、令和２年７月８日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付申請書

　愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第７条の規定により、次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の内容　　（パンフレット名・ツアー名等を記入）

２　パンフレット等作成経費　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　助成交付申請額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

４　事業計画書　　別紙１のとおり

５　収支予算書　　別紙２のとおり

（別紙１）

事　業　計　画　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．事業の内容  ※ツアー名等 |  | | |
| ２．宿泊地等  ※区分の左欄に〇を  付け、宿泊地等の  内容を記載するこ  と。 | 区分 | | 宿泊地等 |
|  | 愛媛県内での宿泊を伴う旅行商品 | *※記載例（提出時削除）*  *①松山市１泊、臥龍山荘（大洲市）*  *②松山市5施設、今治市3施設　等* |
|  | 愛媛県内への日帰り旅行商品 | *※記載例（提出時削除）*  *①マイントピア別子（新居浜市）*  *②坊っちゃん劇場（東温市）等* |
| ３．旅行商品の設定期間と設定本数 | 設定期間：令和　年　月　日　～　令和　年　月　日  　　　　　設定本数：　　　　　本（エスコート型のみ） | | |
| ４．送客見込数 | 名 | | |
| ５．作成内容 | *※記載例：パンフレット　20,000部印刷*  *○○新聞（配布部数：○万部）掲載　全５段モノクロ*  *会員ＤＭ　50,000通　等* | | |
| ６．掲載する愛媛県内の旅行先の写真や案内等 | *※記載例：道後温泉の画像・しまなみ海道サイクリングの案内　等*  *愛媛県の観光情報掲載数　○頁* | | |
| ７．新型コロナウイルス感染症拡大予防策について |  | | |
| ８．担当者 | 【部署名】  【氏　名】  【連絡先】  　TEL：  　FAX：  　E-Mail： | | |

※企画書など旅行商品の内容がわかる書類を添付すること　（別紙２）

収　支　予　算　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 収入の部 |  | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | 摘要（積算基礎等） |
| 助成金 |  | 愛媛県観光物産協会 |
| 自己負担金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |
|  |  |  |
| 2 支出の部 |  | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | 摘要（積算基礎等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

注）パンフレット印刷や新聞折込費用の見積書（写）等、印刷経費及び印刷部数が明示されたものを添付のこと

様式第２号（第８条関係）

観物協第　　号

　令和　年　月　日

　　様

一般社団法人愛媛県観光物産協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった助成金の交付については、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第８条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

１　助成事業名

２　交付予定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

（１）この助成金は、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

（２）次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　イ　助成事業を中止し、または廃止するとき。

　　ウ　予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

（３）助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和３年２月26日のいずれか早い日までに、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。

（４）会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（５）愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

様式第３号（第９条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業変更（中止）承認申請書

令和　年　月　日付け観物協第　　号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第９条第１項の規定により、その承認を申請します。

記

１　変更（中止）の内容

２　変更（中止）の理由

３　助成金交付変更額

　　　　既交付決定額（Ａ）　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　変更承認申請額（Ｂ）　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ｂ－Ａ）　金　　　　　　　　　　　　円

４　事業計画書　別紙のとおり

５　収支予算書　別紙のとおり

※変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第１号（第７条関係）の別紙１及び２を

利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様式第４号（第９条関係）

観物協第　　号

令和　年　月　日

　　　様

一般社団法人愛媛県観光物産協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業変更（中止）承認書

令和　年　月　日付けで申請のあった助成金交付の変更（中止）については、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第９条第２項の規定により、次のとおり承認します。

記

１　令和　年　月　日付けで申請のあった愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業変更（中止）承認申請書記載のとおり。

２　交付予定額

　　　　変更後（Ａ）　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　変更前（Ｂ）　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ａ－Ｂ）　金　　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

（１）この助成金は、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

（２）次の各号の.いずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　イ　助成事業を中止し、または廃止するとき。

　　ウ　予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

（３）助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和３年２月26日のいずれか早い日までに、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。

（４）会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（５）愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

様式第５号（第10条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業実績報告書

　令和　年　月　日付け観物協第　　号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

１　事業に要した経費　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　助成金額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　事業実績報告書　　　　　　別紙１のとおり

４　収支決算書　　　　　　　　別紙２のとおり

（別紙１－１）

事業実績報告書①

○助成事業を実施しての意見・感想等

|  |
| --- |
| １　旅行会社からの意見・感想等 |
| ※愛媛県内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等 |
| ２　旅行者からの意見・感想等 |
| ※当助成事業を紹介または同行した際に受けた、旅行者からの愛媛県内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等 |

（別紙１－２）

事業実績報告書②

○催行実績（エスコート型）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 実施日 | 送客人数 | 備考 |
| 月 | 日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日 | 人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人 |  |
| 月 | 日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日 | 人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人 |  |
| 月 | 日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日  　　日 | 人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人  　　　人 |  |

※送客実績が確認できる、施設等が発行する領収書（写）又は証明書を添付のこと。

※個人型旅行商品については任意の書式（月別・エリア別）で報告のこと。

（別紙２）

収　支　決　算　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 収入の部 |  |  | | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | | 決算額 | 摘要（積算基礎等） |
| 助成金 |  | |  | 愛媛県観光物産協会 |
| 自己負担金 |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
| 計 |  | |  |  |
|  |  |  | |  |
| 2 支出の部 |  |  | | （単位：円） |
| 区分 | 予算額 | | 決算額 | 摘要（積算基礎等） |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
| 計 |  | |  |  |

注１）支出した経費内容がわかる、パンフレット印刷や新聞折込費用の請求書（写）等、募集に要した経費および部数等が明示されたものを添付のこと

注２）成果品として、募集に使用したパンフレットや広告掲載の紙面等を添付のこと

様式第６号（第11条関係）

観物協第　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　様

一般社団法人愛媛県観光物産協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付確定通知書

令和　年　月　日付けで実績報告のありました愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第12条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金請求書

令和　年　月　日付け観物協第　　号で交付確定通知があった助成金について、愛媛県×Go To トラベルキャンペーン旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　請　　 求　　 額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　振込口座 | 金融機関名：  支店名：  口座種類：  口座番号   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  |  |  |  |  |  |   ： |